

## 豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託における参加グループの取扱いについて

この取扱いは、豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託における参加グループについての基本的な取扱いを定めたものである。

### 1. 参加グループの運営形態

本事業を複数の企業（以下、「構成員」という。）により構成される参加グループで実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

### 2. 構成員の要件

参加グループの構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成する企業数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する業務の一部もしくは当該事業と同種の業務についての実施実績（包括的民間委託を含む）を有すること。

### 3. 必要書類

参加グループを結成しようとするものは、次に掲げる書類を参加表明書提出までに豊田市事業管理者に提出しなければならない。

- (1)参加グループ協定書の写し
- (2)構成員の委任状（様式2の2）
- (3)参加グループの構成員の出資割合が確認できるもの

### 4. 資格審査

参加グループの資格審査は次のとおりとする。

- (1) 代表企業の社員から総括責任者を選出することとする。
- (2) 参加グループの構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の参加グループの構成員になることもできない。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、参加グループは本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

## 豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託参加グループ協定書（例）

### （目的）

第1条 当参加グループは、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 豊田市発注に係る下水道管路施設包括的維持管理委託（当該委託内容の変更に伴う業務を含む。以下、「業務」という。）の受託
- 2 前号に附帯する事業

### （名称）

第2条 当参加グループは、〇〇〇〇と称する。

### （事務所の所在地）

第3条 当参加グループは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

### （成立の時期及び解散の時期）

第4条 当参加グループは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を請け負うことができなかったときは、当参加グループは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

### （構成員の住所及び名称）

第5条 当参加グループの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

### （代表者の名称）

第6条 当参加グループは、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当参加グループの代表者は、業務の履行に関し、当参加グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当参加グループの構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当参加グループは、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当参加グループの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当参加グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当参加グループの取引金融機関は、〇〇とし、参加グループの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当参加グループは、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、運営委員会にて協議の上決定し、構成員に利益金

を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、運営委員会にて協議の上決定し、構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当参加グループが業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 脱退した構成員の出資の割合、出資金の返金、利益金等については、運営委員会にて協議の上決定する。

（構成員の除名）

第 17 条 当参加グループは、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 3 項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 18 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 3 項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第 19 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(契約不適合責任)

第 20 条 当参加グループが解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

参加グループ〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託参加グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(代表者)

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印